

### 3. 損害保険

中国の損害保険市場は、1978年以降の改革開放以来、高い経済成長と国民生活の向上に伴い、飛躍的な発展を遂げてきた。2024年は経済底上げ支援策の影響もあり、実質GDP成長率が5.0%と政府目標を達成する中で、損害保険会社の元受保険料は前年同期比5.6%増の1兆6,907億元（約35兆1,704億円）と2023年の増率と比べて成長が鈍化したものの、経済成長率を上回る水準で安定成長を実現した。

#### 中国損害保険市場の現状

##### 2024年の損害保険経営状況

損害保険会社の元受収入保険料総額は、1兆6,907億元で前年同期比5.6%増と、2023年の増率には及ばないものの、市場調整局面の中でも安定成長を実現した。業界の主力商品である自動車保険は総合改革による保険料引き上げの影響が一巡したものの、消費回復や政策後押しによる自動車保有台数増加の影響もあり、元受保険料は5.3%増と引き続き市場規模が拡大した。非自動車保険分野は依然底堅く推移し、特に健康保険が国民の健康意識向上に伴って販売好調となり、16.6%増で比較的高い成長率を維持している。

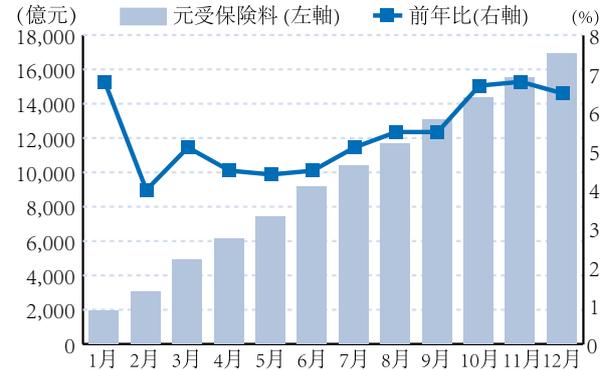
2024年は安徽省の豪雨、湖北省の大洪水、華南地域の超大型台風等自然災害が平年を上回る規模で発生しており、保険金支払額は1兆1,487億元で、前年同期比7.4%増と大幅に増加した。一方、8割近くの損害保険会社が黒字となり、損保業界として堅調な決算が見込まれる。資本市場の好況による投資利益の増加が利益の飛躍的な伸びに貢献し、手数料抑制や経営効率化など、各社におけるコスト削減策も奏功したと見られる。

図1：中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移



出所：国家金融監督管理総局統計

図2：2024年損害保険会社累計元受保険料・増収率の推移



出所：国家金融監督管理総局統計

表1：中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移

年	元受保険料 (億元)	前年比 (%)
2015年	8,423	11.6
2016年	9,266	10.0
2017年	10,541	13.8
2018年	11,754	11.5
2019年	13,016	10.7
2020年	13,584	4.4
2021年	13,676	0.7
2022年	14,867	8.7
2023年	15,868	6.7
2024年	16,907	6.5(※公表数字:5.6)

出所：国家金融監督管理総局統計

※公表された「対前年比」と実際の計算の間に差異があり、前年実績が非公表のうちに修正された可能性あり。

表2：2024年各種目別元受保険料・前年比・構成比

種目	元受保険料 (億元)	前年比 (%)	構成比 (%)
自動車保険	9,137	5.3	54.0
健康保険	2,043	16.6	12.1
農業保険	1,484	3.8	8.8
責任保険	1,372	8.2	8.1
傷害保険	534	4.9	3.2
その他	2,337	4.5	13.8
合計	16,907	6.5	100

出所：国家金融監督管理総局統計

#### 損害保険市場の状況と外資系損害保険会社の現状

2024年末現在、認可を受けている損保会社は89社（前年比2社増）であり、うち中資系が69社（前年比2社増）、外資系は20社（前年同様）となっている。2024年大手3社の元受保険料は、PICCが5,381億元、平安が3,218億元、太平洋が2,032億元となっており、大手3社のマーケットシェアが64.9%を占める寡占市場であり、外資系は合計でも約2.5%程度の低位にとどまっている。

世界損害保険市場において中国はアメリカに次いで第2位の規模となっている。直近の2023年データによると日本の3.9倍の損害保険市場であるものの、人口1人当たり損

害保険料では日本の約3分の1、全世界平均の2分の1以下であり、中国の損害保険市場は持続的な成長が期待されるマーケットといえる。

表3：2023年の世界損害保険市場規模比較

国・地域	保険料収入総額 (百万ドル)	順位	世界シェア (%)	1人当たり 保険料(ドル)	対GDP比 (%)
米国	2,511,826	1位	58.5	7,504	9.3
中国	333,264	2位	7.8	234	1.8
ドイツ	152,139	3位	3.5	1,804	3.4
英国	137,995	4位	3.2	1,294	2.6
フランス	112,702	5位	2.6	1,435	3.2
韓国	101,552	6位	2.4	1,968	6.0
カナダ	100,201	7位	2.5	2,507	4.7
日本	85,521	8位	2.0	693	2.1
オランダ	80,223	9位	1.9	4,492	7.2
オーストラリア	58,049	10位	1.4	2,174	3.2
全世界	4,297,176	-	100	528	4.2

出所：Sigma World Insurance in 2023

表4：2024年の外資系損害保険会社（合併含む）の総保険料（元受保険料および再保険料）および税引後利益

会社名 (略称)	国・地域	総保険料 (億元)	税引後利益 (億元)
国泰	台湾	86.1	0.1
アクサ天平	フランス	67.4	△0.7
京東アリアンツ	ドイツ	64.0	0.9
グルバマ	フランス	33.2	0.3
リバティ	米国	29.3	0.3
AIG	米国	22.1	2
三星	韓国	21.3	0.1
ゼネラリ	イタリア	17.0	0.17
あいおいニッセイ同和	日本	14.7	0.4
三井住友海上	日本	14.6	0.8
チューリッヒ	スイス	10.7	1.2
現代	韓国	10.7	△1.6
スター	米国	10.3	0.4
東京海上日動	日本	9.8	0.8
富邦	台湾	7.6	0.1
ロイズ	イギリス	6.6	0.42
損保ジャパン	日本	5.5	0.7
スイス・リー	スイス	5.4	0.2
KBFG	韓国	1.7	0.11
日本興亜	日本	0.4	0.01

出所：各種報道資料、各社ホームページ

### 中国における保険業全体の発展方針について

中国保険業全体の発展ロードマップである「保険業の高品質な発展を目指し、監督強化によるリスク防止を推進することに関する若干意見」（「国十条3.0」と略する）が2024年9月に公表された。中国政府は「国十条3.0」の公表を通じて、規制強化を通じたリスク防止にかかわる取り組みの方向性を示し、2035年までに達成すべき目標を掲げ、保険業の成長パターンを規模重視から品質重視へ転換させようとする狙いである。

また、「国十条3.0」では、保険分野で「外資系企業の誘致」を強化し、保険業の対外開放を秩序立てて拡大し、外資企業の保険機構の新設または既存機構への出資を支援し、特に養老・ヘルスケア・資産運用等の有望分野で経営健全な外資系企業の進出を奨励すると掲げられた。これを背景に、2024年10月BNP Paribas Cardif（仏）とVolkswagen Financial Service（独）が共同で出資する「北京法巴天星損害保険会社」の設立、Prudential Financial（米）による北京市での保険資産運用会社の新設を認可した。これは対外開放を堅持して保険市場の高品質な発展を推進していく姿勢を示している。

### 新エネルギー車（NEV）に関する自動車保険の発展状況

中国ではダブルカーボン目標の発表後、新エネルギー車の普及が加速している。強力な政策誘導を背景に、2024年の中国の新エネルギー車販売台数は前年比30%増の1,280万台を突破し、過去最高を記録した。それに伴い、新エネルギー車自動車保険は急激に成長しており、元受保険料は1,409億元で、商業自動車保険の保険料全体の15%以上を占めている。

一方で、新エネルギー車の損害率の高騰による引受保険会社の収益赤字という課題が徐々に表面化している。国家金融監督管理総局は関連政府部門と連名で「新エネルギー車自動車保険の高品質発展に向けた改革深化と監督強化を促進することに関する指導意見」を発表しており、修理費コストの引き下げ、革新的な保険商品開発の促進、保険料率設定の合理化、データ共有システムの構築等の多様な支援政策が打ち出された。中国政府は業界のペインポイント解決を目指して、トップダウン型の制度作りを推進し、新エネルギー車自動車保険の成長を後押ししようとしている。

### < 建議 >

#### ① 地域限定でのライセンス制の緩和

保険業務は基本的に省・自治区・直轄市単位となる地域限定でのライセンス制が適用されているが、銀行業同様に本制度の緩和を要望する。例外規定に該当する一部の大規模商業物件等の消費者だけでなく、営業地域を跨ぐ消費者にも均一的に保険サービスの提供を実現できるよう、全国営業ライセンス制等の導入を要望する。

#### ② 異地引受にかかわる制限条件の緩和（建議①地域限定でのライセンス制が緩和されない場合の建議）

同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法

人から同一グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な「全種目」に拡大していただくよう要望する。外資系損害保険会社の許認可取得地域外での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5,000万元超且つ企業の保険料総額が40万元超の物件）に限定されているが、本規制が実施されて22年経過しており、今日的な情勢を踏まえて当物件の限度額引き下げも要望する。

### ③ 外資合併損保会社におけるパートナーの出資比率制限の緩和

「保険会社持分管理法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合併損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合併目的等）外資損保会社の場合、外資合併損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

### ④ 同業競争回避規定の緩和

2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理法」30条2項により「投資者、その関連先および一致行動者は、保険会社のコントロール類株主と戦略類株主になる場合、合計2社を上回ってはならない」と定められ、同時に同条第3項により「保険会社が業務のイノベーションまたは専門業務化経営により保険会社を投資により設立する場合には、第2項の制限を受けない」と規定された。この規定によって同業競争回避の制限が緩和されたといえるが、外資系企業が中国において2社を超える保険機構を同時に経営する（出資を含む）形態を展開していくうえで、保険会社として事業計画を立てにくいいため、本規定のさらなる緩和を要望する。

### ⑤ 外資保険会社の業務範囲拡大

保険法第95条では保険会社の経営範囲として、國務院保険監督管理機構が批准する保険に関連する「その他の業務」を行う事が認められているが、外資保険会社管理条例（第15～18条）において外資保険会社には「その他の業務」を行う事が認められていない。国内保険会社同様に外資保険会社に対しても「その他の業務」の取り扱いを開放することを要望する。

また、外資保険会社管理条例（第15～18条）で「その他の業務」を行う事が認められていないた

め、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどの提供ができない。日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

「損保業がリスク減量サービスを積極的に展開することに関する意見」（銀保監弁発【2023】7号）一（二）基本原則において、「契約企業のみに対してロスプリサービスを有料で提供する」ことが認められているが、契約企業以外（見込み契約者や同業他社等）に対して有償のサービス提供が認められない。契約企業以外（見込み契約者や同業他社等）に対して有償のロスプリサービスの提供が認められることを要望する。

### ⑥ 自動車保険のリスク情報開示

自動車保険に関して、全社・全契約について、契約情報・事故情報を政府が監督するプラットフォームに接続して報告しているにもかかわらず、リスクの高い運転者や車の情報が十分提供されていない。中資大手社は、豊富な自社データによる分析ができるが、新興の外資は、それがなく、不利な競争（限られた情報でのリスク選択）を強いられている。個人情報保護対応を十分行った上で、業界プラットフォームからのリスク情報開示を拡大いただくよう要望する。

### ⑦ 非執行董事や監事等の職務遂行に関する諸制限の緩和

非執行董事や監事の職務遂行時の場所的・時間的制限に関する規定を削除することを要望する。本来、専門人材が有効に職務を果たしていることが重要であり、たとえ海外所在の人材がリモートコントロール中心の形式であっても十分に当該職務を履行していれば、これは認められるべきである。具体的には「保険会社董事、監事と高級管理人任職資格管理規定」第7条（三）における「在中國境内という記載、また「銀行保険機構董事監事履職評価弁法」第14条「履職時間の要求」の削除を要望する。

### ⑧ 重要ポストの在任任期制限の緩和

複数の規定において重要ポストの在任期間を定める規定が存在している。長期間の任職による不正発生等を防止する観点は理解できるが、特に多くの外資保険会社のように社員数規模が小さい会社では、専門人材の複数雇用や早期育成が難しい実情にある。専門人材の門外漢業務への異動は、人材有効活用の観点で非効率で、本人のモチベーションにも影響しうる。従って、一定の小規模会社の場合、定期的な監査実施等の合理的な対策を講じることをもって、継続任職できるよう、規定の緩和を要望する。